

平成 21 年度における専門分科会・審査部会の審議状況について

(1) 身体障害者福祉専門分科会及び審査部会

設置根拠

専門分科会：社会福祉法第 11 条第 1 項（法に基づく義務設置）

審査部会：社会福祉法施行令第 3 条第 1 項（政令に基づく義務設置）

設置目的（内容）

身体障害者の福祉に関する事項を調査審議する。

審査部会においては、身体障害者福祉法第 15 条及び同法施行令第 3 条の規定に基づく医師の指定審査、並びに、同法施行令第 5 条の規定に基づく身体障害者の障害程度の審査等を行う。

平成 21 年度における開催状況

専門分科会については、諮問事項等がなかったため開催されていない。

審査部会については、21 年度は 1 回開催されている。（21 年度 6 回開催予定）

開催年月日	身障福祉法第 15 条 第 1 項の医師の指定				障害者自立支援法第 59 条 第 1 項の医療機関の 指定			身体障害者手帳に関する 障害程度等級の認定					特別障害者手当等に關 する障害程度等級の認定		審査 件 数 合 計	
	審 査 件 数	審査結果			審 査 件 数	審査結果		審 査 件 数	審査結果				審 査 件 数	審査結果		
		適 当	保 留	却 下		適 当	保 留		適 当	等 級 変 更	却 下	保 留		該 当		非 該 当
H21.5.20	41	41	0	0	17	17	0	54	14	5	35	0	1	0	1	113
計 1 回	41	41	0	0	17	17	0	54	14	5	35	0	1	0	1	113

(2) 民生委員審査専門分科会

21 年度開催実績なし。（21 年度 1 回開催予定）

(3) 児童福祉専門分科会及び審査部会（里親審査部会及び児童措置審査部会）

ア 里親審査部会

21 年度開催実績なし。（21 年度 2 回開催予定）

イ 児童措置審査部会

21 年度開催実績なし。（21 年度 5 回開催予定）

(4) 21 世紀あいち福祉ビジョン専門分科会

21 年度開催実績なし。（21 年度 2 回開催予定）